

## 第86回長崎市都市計画審議会 会議録

1 日 時 令和6年5月16日(木) 14:00~15:35

2 場 所 長崎市役所9階 中会議室

3 出席委員 中村 聖三、中野 善弘、尾崎 光輝、峯 比呂志、岩本 節子、  
平尾 政博、中山 智喜、武次 良治、林 広文、柿田 正、山谷 よしひ  
ろ、森 きょうへい、椎名 大介、多田 浩之(代理 蒲川 宗平)、筒井  
スミ子

### 4 議 案

- (1) 報告事項 長崎市都市計画審議会運営規程の改正について
- (2) 第1号議案 長崎都市計画(長崎国際文化都市建設設計画)道路の変更  
(3・6・165号 滑石野田線)(県決定)(意見聴取)
- (3) 第2号議案 高島都市計画(長崎国際文化都市建設設計画)公園の変更(廃止)  
(3・3・2号 西海岸公園)(市決定)(諮問)
- (4) 第3号議案 高島都市計画(長崎国際文化都市建設設計画)公園の変更(廃止)  
(4・4・1号 中ノ島公園)(市決定)(諮問)
- (5) 第4号議案 長崎都市計画(長崎国際文化都市建設設計画)地区計画の変更  
(川口町地区計画)(市決定)(諮問)

### 5 審議結果

- (1) 報告事項:意見なし
- (2) 第1号議案:原案のとおり異議なし
- (3) 第2号議案:原案のとおり議決
- (4) 第3号議案:原案のとおり議決
- (5) 第4号議案:原案のとおり議決

### 6 主な質疑応答 別紙のとおり

7 議 長 會 長 伊 村 聖 三

8 會議錄署名人 委 員 林 広 文

委 員 岩 本 鈴 子

(別紙) 主な質疑応答

【報告事項】

委員：新旧対照表において、別表かつこ書きが 12 条と記載されているが 10 条の誤りで良いか。

幹事：その通りである。修正して対応する。

【第 1 号議案】

委員：ロックボルトの追加は地質調査の結果か？

幹事：その通り。

委員：ロックボルトが追加されるということは、事業費が増額となるのか。

長崎県：ロックボルトはトンネル工事では標準的なものであり、想定内であるため、ロックボルトが追加されることで事業費が増額されるということはない。

会長：実際の構造物については当初の都市計画決定時も想定はしていたが、具体的な範囲が分からなかつたため道路計画幅で都市計画決定しており、今回、詳細設計でその範囲が分かつたため区域を変更するということで良いか。

長崎県：その通り。

委員：滑石側の出口交差点について、信号方式となればララコーブ前の信号と近接してしまうが、交差点の取扱いはどのようになるのか。

幹事：交通の運用については交通管理者等と協議中である。交差点を設けることについては協議済である。

委員：同様箇所の西側に団地に入っていく細い道があるがその道は残るのか？

長崎県：その通り。

委員：長崎南北幹線道路と西彼杵道路を含め、全体の事業スケジュールは？

長崎県：長崎南北幹線道路は茂里町から（仮称）滑石 IC までを事業化している。まずはこの区間に事業費や県の施工能力を集中させる。時津 IC 以北の西彼杵道路についても未完成区間があるため、全体を見ながら（仮称）滑石 IC から時津 IC までの事業化時期を検討していく。具体的にいつ事業化するか等は未定である。

委員：当該道路を整備することによる費用対効果はどのくらいか。

長崎県：現時点では 1.3 程度を見込んでいる。

会長：橋梁から盛土に変更することで必要となる用地が多くなるが、用地交渉で問題が出ることはないということで良いか。

長崎県：周辺関係者に盛土に変更することについても説明し、一定理解をいただいていると認識している。

#### 【第2・3号議案】

委員：現存している施設は今後どうするのか。

幹事：当該地を管理している南総合事務所地域整備課と相談しつつ、安全確保の方法を考えながら対応を検討したい。

会長：設置されている施設は壊さずに置いておくということか。

幹事：近接地に影響を及ぼす状況であれば撤去も検討することになる。現段階ではそのような影響はないと判断しているが、今後、状況を見ながら対応を検討したい。

委員：今まで行政財産であったと思うが今後は普通財産とするのか。

幹事：普通財産にしていく方向となる。

委員：適正配置基準について、都市公園については一人当たりの面積が多い地区もあると思うが、今後どのような形で整理していくのか。また、整理すべき都市公園がどれくらいあるのか。

幹事：過大に配置されている地域もあれば、少ない地域もある。人口減少を見据えるとともに地域住民とも協議し、一人当たりの面積等の基準を用いながら、適正配置を検討していきたい。

委員：今の都市公園の配置状況等を市民に周知しながら、適正配置を進めてほしい。

委員：都市公園廃止後の土地利用について、有効な活用を検討しているのか。

幹事：例えば土地利用に関するプロポ等を行う等、有効な土地利用を検討していきたいと考えている。

委員：今ある公園はどのように管理していくのか。

幹事：遊具は法定点検を実施するとともに、公園敷地は周辺自治会の協力を得ながら清掃活動を実施している。

委員：都市計画の廃止後の管理はどうするのか。

幹事：周辺への影響状況を判断しながら必要最低限の管理をしていく。

委員：西海岸公園が使われなくなつてどのくらいの期間になるのか。

幹事：炭鉱が昭和 61 年の閉山後、急激に人口が減少し、利用者も減つていった。その後、平成 3 年に台風による被災により利用頻度が減少していったため、30 年程度経過している。

委員：高島には高島の人口を増やしたいという人もいるため、跡地活用をしっかり検討してほしい。

委員：廃止をするならば、その後の跡地活用もしっかり考えたうえで廃止してほしい。また、廃止後は人が入らないとは限らないため、危険個所については立入禁止の看板を設置するとともに、万が一事故が起きた場合の管理責任についてもしっかり検討してほしい。

委員：説明会の時に存続させる公園についての維持管理をしっかりしてほしい旨の要望がなされているため、存続する公園の維持管理も適切に行ってほしい。

会長：個別に都市公園の配置を判断することは難しい。長崎市全体の配置計画を説明しても  
らえると議論がしやすくなるため、今後、全体計画の説明を含めること等、検討して  
ほしい。

【第4号議案】

委員：地区計画廃止後の容積率はどうなるのか。

幹事：容積率は400%となる。

委員：当該区域内には、電車の軌道や都市計画道路が通っているが、今回の廃止で影響はないのか。

幹事：国道側の土地と裏側の土地に2分された土地をJR九州が購入しているが、電車の軌道敷は長崎電気軌道の所有地のままであり、都市計画道路もそのまま残るので、今回の廃止による影響はない。

委員：松山から浜口に至る動線にかかるところなので市民への周知をしっかりしてほしい。

副会長：地区計画廃止に伴う屋外広告物への影響が懸念される。平和公園側から南下していくと国道の正面に当該地が位置する。平和公園も近く観光客が多い地区になるため、屋外広告物に対して一定の配慮はできないか。

委員：平和公園景観形成重点地区において、祈念像から稻佐山を見た方向について、眺望を確保するといったルールを定めているが、今回、地区計画を廃止した場合でも眺望は確保されるため、特段の影響はない。また、派手な屋外広告物等については別途、景観関係の条例・計画による規制を設けているため、今後、事業者から具体的な計画が出された際には、これらに適合しているかを判断し、景観との調和を図っていきたい。

会長：こういう屋外広告物であれば設置できる、断れない、というものはあるのか。

幹事：屋外広告物条例や景観計画の基準を満たすものであれば設置できることとなる。  
景観を特に守るべき地区については、別途、景観形成重点地区等を指定して守っている。

**委員**：今後の跡地活用について、マンション建設となった場合、容積率は400%で足りるのか。足りない場合は総合設計などで行うのか。その場合、屋上広告塔を設けなければ容積を上げるといった緩和はあるのか。

**幹事**：現時点では報道等でもスケジュールは未定とされており、都市計画制度を活用した容積率の緩和の相談もなされていない。長崎市の総合設計制度の運用は、一定、空地を設けることで容積率の緩和を受けられるといったもので、屋上広告塔を設けないなど貢献があれば緩和するといった内容にはなっていない。